◇**酒税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四九号）（財務省）

1　酒税法施行令第一八条の二第二項の申請書等について、個人番号の記載を要しないこととした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**たばこ税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五〇号）（財務省）

1　たばこ税法施行令第二条第一項の申請書等について、個人番号の記載を要しないこととした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**揮発油税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五一号）（財務省）

1　揮発油税法施行令第一条の二第一項の申請書等について、個人番号の記載を要しないこととした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**石油ガス税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五二号）（財務省）

1　石油ガス税法施行令第二条第一項の申請書等について、個人番号の記載を要しないこととした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**石油石炭税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五三号）（財務省）

1　石油石炭税法施行令第二条第一項の申請書等について、個人番号の記載を要しないこととした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**航空機燃料税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五四号）（財務省）

1　各相続人が各別に提出する航空機燃料税法第一四条第一項の申告書について、他の相続人の個人番号の記載を要しないこととした。（第六条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**印紙税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五五号）（財務省）

1　印紙税法施行令第七条第一項の申請書等について、個人番号の記載を要しないこととした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**国税通則法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五六号）（財務省）

1　相続人の代表者を指定する届出書について、相続人等の個人番号の記載を要しないこととした。（第四条関係）

2　クレジットカードによる国税の納付制度について、納付受託者の納付に係る納付期日を定めることとした。（第七条の三関係）

3　申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告があった場合における延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例について、納付すべき税額を増加又は減少させる更正に類する更正等を定めることとした。（第二六条関係）

4　過少申告加算税等を課さない部分の税額について、修正申告又は増額更正前に減額更正があった場合の計算方法等を定めることとした。（第二七条関係）

5　金融機関等における預貯金者等情報について、その管理方法として、各預貯金に係る電磁的記録にその預貯金者等の番号を記録しなければならないことを定めることとした。（第三〇条の五関係）

6　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**国税徴収法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五七号）（財務省）

1　事業を譲り受けた者の第二次納税義務について、納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社の範囲として、納税者と生計を一にする親族、納税者を判定の基礎として被支配会社に該当する会社等一定の者を定めることとした。（第一三条関係）

2　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇**租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五八号）（財務省）

1　租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率の整備を行うこととした。（第四条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一五九号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　特定株式投資信託の要件について、収益の分配につき支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、受託者への個人番号の登録を要しないこととした。（租税特別措置法施行令第二条関係）

㈡　次に掲げる書類については、それぞれ次に定める個人番号の記載を要しないこととした。（租税特別措置法施行令第二条の六、第二条の一四、第二条の一七の二、第二条の三一、第二条の三二、第二五条、第二五条の四、第二五条の六、第二五条の一〇の四、第二五条の一三の二及び第二五条の一三の八関係）

(1)　財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書及び財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書　当該申込書を提出する者及び当該申込書を受理した勤務先等に係る賃金の支払者の個人番号

(2)　財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書　当該申告書を受理した勤務先等に係る賃金の支払者の個人番号

(3)　特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の適用を先行取得した資産について受ける旨の届出書等　当該届出書等を提出する者の個人番号

(4)　非課税口座移管依頼書及び未成年者口座移管依頼書等　当該移管依頼書等を提出する者の個人番号

㈢　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用について、適用対象となる金融機関の範囲に株式会社日本貿易保険を追加することとした。（租税特別措置法施行令第三条の三関係）

㈣　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二二条及び第三九条関係）

(1)　第一種市街地再開発事業の施行による個別利用区内の宅地への権利変換を希望しない旨の申出に基づき補償金を取得する場合において、本特例の適用対象となるやむを得ない事情によりその申出をしたと認められる場合を定める。

(2)　適用対象から除かれる一定の補償金を取得する第一種市街地再開発事業の施行者である再開発会社の株主又は社員から除かれる株主又は社員に、指定宅地又はその使用収益権を有するものを加える。

㈤　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、都市再開発法の権利変換により取得した施設建築物の一部を取得する権利等につき清算が行われた場合における現行の旧資産のうち譲渡等があったものとみなされる部分の計算方法及び変換取得資産の取得価額の計算方法に、権利変換により取得した個別利用区内の宅地又はその使用収益権に関するものを加えること等とした。（租税特別措置法施行令第二二条の三、第二二条の六、第三九条の二及び第三九条の一〇〇関係）